

令和5年12月

令和5年第4回

西はりま消防組合議会臨時会会議録

自 令和5年12月25日

至 令和5年12月25日

令和5年第4回西はりま消防組合議会臨時会議事日程

令和5年12月25日（月）午後2時45分開会

1 開会挨拶（議長・管理者）

2 開会宣告

3 開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

（6番 浅田 雅昭 議員、7番 森田 哲夫 議員）

日程第 2 会期の決定（令和5年12月25日（月）の1日）

日程第 3 議案第 11号 西はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

日程第 4 議案第 12号 令和5年度西はりま消防組合一般会計補正予算

4 閉会宣告

5 閉会挨拶（議長・管理者）

会議に出席した議員

1番	三浦隆利	2番	角石茂美
3番	名村嘉洋	4番	楠明廣
5番	津田晃伸	6番	浅田雅昭
7番	森田哲夫	8番	中島貞次
9番	廣利一志	10番	小林裕和

会議に欠席した議員

なし

議事に関係した事務局職員

消防本部総務課

主幹 孝橋 邦彦 主幹 古林 丈靖

係長 坂本 隼人

地方自治法第121条の規定による出席者

管理者(たつの市長)	山本	実	副管理者(相生市長)	谷口	芳紀
副管理者(宍粟市長)	福元	晶三	副管理者(太子町長)	沖汐	守彦
副管理者(佐用町長)	庵途	典章	消 防 長	栗岡	耕治
次 長	置村	哲也	相生消防署長	水上	昌史
たつの消防署長	岸	徹	宍粟消防署長	橋岡	透
太子消防署長	廣岡	宏一	佐用消防署長	春國	義人
消防本部総務課長	本間	篤	消防本部予防課長	渡辺	信哉
消防本部警防課長	木村	雅司	消防本部情報指令室長	米津	芳彦

開会挨拶

議長挨拶

○議長（楠明廣議員）

開会に先立ちまして、一言、ご挨拶申し上げます。

年の瀬も押し迫り、朝夕がひときわ冷え込み、本格的な冬を感じる季節となりました。

議員各位には、公私ともご多忙の中、ご健勝にてご参集賜り、本日ここに、令和5年第4回西はりま消防組合議会臨時会が開会の運びとなりましたことは、誠にご同慶に堪えない次第でございます。

今期臨時会には、既にお手元に配布しておりますとおり、条例改正の議案が1件、補正予算が1件提出されております。

議員各位におかれましては、慎重なるご審議により適切妥当なるご決定を賜りますとともに、議事運営につきましても格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

○管理者（山本実市長）

議長。

○議長（楠明廣議員）

管理者。

管理者挨拶

○管理者（山本実市長）

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに令和5年第4回西はりま消防組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、平素は、管内の防火・防災に格別のご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、今期臨時会でご審議いただきます案件は、既にお手元にお届けいたしておりますとおり、条例改正が1件、補正予算が1件でございます。

何とぞ慎重なご審議をいただきまして、満場一致のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。よろしく願いいたします。

開 会 宣 告

○議長（楠明廣議員）

ただ今より、令和5年第4回西はりま消防組合議会臨時会を開会いたします。

開 議 宣 告

○議長（楠明廣議員）

これより、本日の会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

監査委員より、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査等の結果報告1件、及び同法第235条の2第1項の規定により実施した例月出納検査の結果報告1件が提出されており、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご清覧願います。

次に、管理者より、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事件の報告1件が提出されており、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご清覧願います。

次に、本日の出席議員数及び地方自治法第121条の規定による説明のための出席を求めた者の職・氏名について、消防本部総務課長より報告させます。

消防本部総務課長。

○消防本部総務課長

ご報告いたします。

まず、本日の出席議員数についてであります。定数10名に対し、出席議員は10名であります。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため、本臨時会に出席を求めた者の職・氏名についてであります。お手元に配布いたしております名簿のとおりでございますので、ご清覧願います。

○議長（楠明廣議員）

消防本部総務課長の報告のとおり、本日の出席議員は過半数を満たしておりますので、地方自治法第113条に規定する定足数に達しております。よって会議は成立いたします。

以上で報告を終わります。

～日程第1 会議録署名議員の氏名～

○議長（楠明廣議員）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第69条の規定により、議長において、6番、浅田雅昭議員、7番、森田哲夫議員を指名いたします。

両議員よろしく願います。

～日程第2 会期の決定～

○議長（楠明廣議員）

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(楠明廣議員)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

～日程第3 議案第11号～

○議長(楠明廣議員)

次に、日程第3、「議案第11号 西はりま消防組職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

○消防長(栗岡耕治)

議長。

○議長(楠明廣議員)

消防長。

○消防長(栗岡耕治)

ただいま議題となりました議案第11号「西はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定」につきまして、提案の理由及びその内容についてご

説明申し上げます。

まず、改正理由でございますが、第212回臨時国会において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第73号）が成立し、11月24日に公布されたことに伴い、当該改正法律に準拠した内容に改めるための所要の改正を行うものでございます。

また、令和5年5月8日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、パートタイムの会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できる規定が追加されたことに伴い、同法の令和6年4月1日からの施行にあわせ本組合におきましても、当該改正法律に準拠した内容に改めるための所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容についてでございますが、第1条は、「西はりま消防組合職員の給与に関する条例」の一部を改正するもので、第23条の改正は、令和5年12月の期末手当について、職員の支給率を「100分の5」及び定年前再任用短時間勤務職員の支給率を「100分の2.5」引き上げ、第26条の改正は、令和5年12月の勤勉手当について、職員の支給率を「100分の5」及び定年前再任用短時間勤務職員の支給率を「100分の2.5」引き上げ、別表の改正は、民間給与との差を踏まえ、初任給及び若年層に重点を置き、職員の号俸を増額改定（平均1.1%）するものでございます。

第2条の改正は、令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給率を6月期と12月期で均等に配分するよう改正するものでございます。

第3条は、「西はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部を改正するもので、第13条の改正は、フルタイム会計年度任用職員の令和5年12月の期末手当の支給率を「100分の5」引き上げ、別表の改正は、一般職員の給料表の改正に併せて規定するものでございます。

第4条は、「西はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部を改正するもので、第2条は、会計年度任用職員の給与の規定に勤勉手当

を追加することを、第4条は、引用条項の修正を、第13条は、フルタイム会計年度任用職員に係る令和6年度以降の期末手当の支給率を6月期と12月期で均等に配分するよう改正するもので、新たに追加する第13条の2及び第22条の2は、それぞれフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給することを規定するものでございます。

第5条は「西はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例」の一部を改正するもので、第8条の改正は、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給開始に伴い、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象から会計年度任用職員を除外する規定を撤廃するものでございます。

次に、附則でございますが、第1条は、施行期日及び適用日を、第2条は、給与に係る経過措置を、第3条は、規則への委任をそれぞれ規定するものでございます。

以上で、議案第11号についての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（楠明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第11号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第12号～

○議長（楠明廣議員）

次に、日程第4、「議案第12号 令和5年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

○消防長（栗岡耕治）

議長。

○議長（楠明廣議員）

消防長。

○消防長（栗岡耕治）

ただいま議題となりました、議案第12号 令和5年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）について、その概要をご説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、歳入においては前年度繰越金を繰り入れるとともに、人事院勧告に基づく給与条例等の改正及び職員人件費の精査により、各構成市町からの負担金を減額し、歳出においては、給与条例等の改正に伴う職員人件費等の補正を行うものです。

次に、補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に229万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8千941万7千円といたします。

以上で、議案第12号についての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（楠明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第12号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（楠明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（楠明廣議員）

以上で、今期臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。

閉 会 宣 告

これをもって、令和5年第4回西はりま消防組合議会臨時会を閉会といたします。

閉会挨拶

○議長（楠明廣議員）

閉会に当たりまして、一言、お礼を申し上げます。

本臨時会に付議された案件につきましては、議員各位の慎重なご審議により、滞りなく議了できましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、この時期になりますと空気が乾燥する一方で、暖房器具などの火気を使用する機会が増えることから、火災の発生が増加する恐れがあります。

理事者におかれましては、今後も引き続き住民の安全・安心のための対策を構成市町と一体となって御尽力賜りますようお願い申し上げます。

終わりに臨み、年の瀬を迎え、一層寒さが厳しくなっていますが、議員各位並びに理事者におかれましては、くれぐれも健康に留意され、健やかな新年をお迎えになられますとともに、本組合の発展と議会活動の充実のため、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

それでは、本日の会議をこれで終了させていただきます。

○管理者（山本実市長）

議長。

○議長（楠明廣議員）

管理者。

管理者挨拶

○管理者（山本実市長）

令和5年第4回西はりま消防組合議会臨時会の閉会にあたり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

今期臨時会は、提案いたしました全ての議案につきまして、原案のとおり可決いただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

当組合といたしましては、今後も引き続き、組合消防の運営に係る施策を的確に推進し、住民の皆様の安全・安心に対する期待に十分に応えられる消防・防災体制の確立に向け、組織一丸となって取り組んでまいり所存でございます。組合議員の皆様には、引き続き、一層のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わりに臨み、いよいよ年の瀬も押し迫ってまいりましたが、楠議長をはじめ、議員各位におかれましては、今後も十分にご健康にご留意いただき、ご家族おそろいで輝かしい新春をお迎えいただきますよう御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（楠明廣議員）

皆様、お疲れさまでした。

(午後 3 時 0 0 分閉会)

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和5年12月25日

西はりま消防組合議会議長 楠 明廣

会議録署名議員 浅田 雅昭

会議録署名議員 森田 哲夫